お知らせ

●御代田町役場…回0267・32・3111

お知らせ 町営住宅入居待機者申し込み受付け

月)行っています。 申込受付は年2回(3月・9 町営住宅への入居待機者の ・収入が一定の額以下の方 町税などの滞納がない方 が明らかな方

現在空室はありません。

なお、詳しい内容について お問い合わせください。

込みになります。 間に退居住戸へ入居できる、 4月から平成22年9月までの 入居待機者となるための申し 今回の申し込みは平成22年

21,300~37,900

申し込み・問い合わせ先 建設課都市計画係(内線75)

平成22年度 町民農園利用者募集

みください。 用を希望される方はお申し込 験しませんか。町民農園の利 土に親しみ、作る喜びを体

の場合は抽選となります。 にあります。 申込用紙は、町産業経済課 なお、 申込多数

申込資格

を所有、または貨りていない方

18区画(1 画 区画約50㎡

X

利用期間

募集期間

※LDK…居間兼食事室兼調理場 Y…浴室(浴槽·風呂釜付)

申込資格

位を決定します。

抽選により、入居待機順

規模

3LDKY

2LDKY

・町内に居住、または勤務地

建設年度

H5~H14

を有する方(3ヵ月以上)

現に同居している方、また

は3ヵ月以内に同居する親

· 日 時

3月18日休

場所

役場大会議室 午後1時30分~ 説明会(抽選会)

3月1日月~3月12日金

家賃(円)

22,600

申込受付期間

1区画 4,000円

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

(32)2554

(内線64.27)

現に住宅に困っていること

族がいる方

募集住宅

団地名

桜ヶ丘団地

町内に住んでいる方で、農地

平和台児童館西隣 大字御代田字上小田井 2763-4

利用料金 4月17日出~11月30日火

3月1日月~3月1日水

申し込み・問い合わせ先 産業経済課農政係

者証の交付について 民健康保険高齢受給

の経過措置が平成23年3月31 見直され、1割負担据え置き ることになりました。 日までさらに1年間延長され この度、 高齢者医療制度が

受給者証を3月中旬に送付さ 証と一緒にお手元に保管して せていただきますので、 3月31日までは1割)}の表示 ください。 がされている方には、新しい の受給者証に(2割(平成22年 つきましては、現在お持ち

断のうえ破棄してください ない場合はお問い合わせくだ いてもかまいません。 保健福祉課に返還していただ 新しいものが届きましたら裁 現在お持ちの高齢者証は 高齢受給者証が届か

月の主な納税 (税金などは納期限までに納めましょう)

国民健康保険税(10期分)

上水道使用料(3月期分)

後期高齢者医療保険料(9期分)

下水道使用料(2月期分) 大口2月使用分

保育料(3月分)

町営住宅使用料(3月分)



被扶養者に認定されるかご確認ください 国民健康保険からほかの健康保険などの

できる場合があります。 なくなり、経済的負担を軽減 民健康保険税の納付の必要が されると、現在納めている国 加入できそうな方を調査して 済組合などの被扶養者として 家族の勤務先の健康保険や共 保険に加入している方で、ご います。被扶養者として認定 健康推進係では、国民健康

扶養者の認定基準について

※先に記述しましたとおり 険者の年収の半分未満の配偶 円未満(の歳以上または障が 準としては、年収が130万 保険のほか、農業や自営業の 働く人を対象としている健康 父母などが該当します。 者、子、孫、父母、弟妹、祖 い者は180万円)で、被保 合などがあり、その認定基準 健康保険、船員保険、共済組 にはそれぞれ違いがあります。 へなどを対象としている国民 医療保険には、会社などで 被扶養者になれる程度の基

> 認をお願いします。 ら通知や電話連絡をさせてい きそうな方に対して、役場か れている方で、ご家族の健康 のお勤め先へ認定になるか確 などがありましたら、ご家族 保険の被扶養者として加入で ただく場合があります。 連絡 現在国民健康保険に加入さ

はありません。) 養者に必ず認定されるわけで (あくまで照会・調査ですの 通知などが届いても被扶

被扶養者に認定された場合

持ち物 する手続きを行ってください わったときは、国保から離脱 ほかの健康保険などに切り替 た結果、被扶養者に認定され ご家族の勤務先に相談され

- 国民健康保険の保険証
- ・新しい保険証
- 印鑑

問い合わせ先

保健福祉課健康推進係 (32)2554

ますので、まずお勤め先な

より認定基準に違いがあり

加入されている健康保険に

どへご相談ください。

います。 振農用地区域として設定して 農業振興地域整備計画を策定 整備に関する法律に基づき 保全のため、農業振興地域の し、農業振興を図る地域を農 町では、優良農地の確保

ます。 区域から除外する必要があり 利用する場合は、農振農用地 やむを得ず農地以外の目的に 農振農用地区域の土地を

認められるとは限りません。 除外申請がすべて

提出書類 受付場所 受付期限 3月31日(水) 産業経済課農政係

平面図⑦自己所有地の検討 結果一覧表⑧その他(例: 書(登記簿謄本)⑤位置図 の写し・土地登記事項証明 課農政係)②隣接者同意書 法人の場合、定款、議事録 ①申請書(用紙は産業経済 (同)③確約書(同)④地籍図 (住宅地図など) ⑥事業計画

問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

町建設課建設係(内線33・38) 026-235-7301 長野県道路管理課管理係

(広告欄)

出しにご注意ください 道路への倒木、枝の張り

除外申請を受け付けます 農業振興地域農用地区域

発生しています。こうした事 両などが破損する事故が毎年 や道路上に張り出した枝の落 の所有者が賠償責任を問われ 故が発生した場合には、樹木 下・落雪により、通行中の車 沿道の山林などからの倒木

注意いただき、日ごろから樹 さまには次のようなことにご ためにも、ご自宅の庭や山林

木を適正に管理いただきます • 道路上に樹木や枝が張り出 ようお願いします。 している場合には、樹木の

傾いている木や枯れ木など 願いします。 る場合は、樹木の伐採をお 道路上への倒木の恐れのあ いします。 伐採、または枝払いをお願

8

問い合わせ先 強風、大雨、 雪などの恐れがないか、特 道路上への倒木、落枝、落 にご注意をお願いします。 大雪の後には

営利を目的としない助けないの制度

2

資料請求はとつても

る場合もあります。

道路上の事故の未然防止の

樹木を所有されている皆

長野県民共済 www.nagano-kyosai.or.jp/





68-24-3985代 [上田]